

平成31年度 業平小学校いじめ防止基本方針

業平小学校いじめ対策委員会

1. いじめの定義

本校では、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日 東京都）に基づき、「いじめ」の定義を以下の通りとする。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ対策の組織的対応

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止のために組織的な対応を行う。

業平小学校いじめ対策委員会

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ対策担当主任を中心に、必要に応じて、校内外の関係者も含めて構成する。

<主な業務内容>

- 学校いじめ防止基本方針の策定（いじめ防止対策推進法第13条）
- いじめ対策の重点の制定
- いじめ対策の取組の計画、提案、実施、評価
- いじめ発生時の個別的・組織的対応の主導

3. いじめ対策の重点（環境作り）

本校では、「いじめ総合対策」（平成26年7月10日 東京都教育委員会）の内容と、本校の実態を鑑み、いじめ対策の重点を以下の通りとする。

いじめを生まない・ゆるさない環境作り（未然防止）

- どのような理由があろうと、「いじめは絶対に許されない行為」である事を、全教職員が共通して伝える。
- 授業改善を通し、一人一人の児童が達成感を味わい、自他の良さを認めながら、精神的に充足した学校生活を送れるようにする。
- 「業平ルール」に基づき、規律や規範について一貫した指導を行い、不公平感が生じないようにする。

いじめの発生に気付ける環境作り（早期発見）（早期対応）

- どのような言動が「いじめ」にあたるのかについて、全校で共通理解をし、児童同士でも注意喚起をできるようにする。
- 全教職員で全校児童を見守る姿勢を持ち、個の児童の変化や、集団としての児童の変化に気付けるようにする。その上で、情報交換を行い、早期に対応できるようにする。
- 全児童を対象にアンケート調査を行い、児童の実態を把握する。

いじめを解決し、繰り返させない環境作り

- 普段からいじめについて率直に話せる雰囲気醸成する。その上で、発生してしまったいじめに対して、被害児童、加害児童、周囲の児童が問題点や再発防止策を話し合えるようにする。

学校・保護者・地域が一体となっていじめに対応できる環境作り

- いじめ防止基本方針について、学校ホームページや配布物を通じて、保護者や地域との共通理解を図る。
- 学校いじめ対策委員会が連絡窓口となり、必要に応じて情報交換会議を開催し、いじめの防止や早期発見を推進する。また、必要に応じて、保護者や地域との情報交換を行う。

4. いじめ防止の取組

各種アンケート調査*

- いじめの有無を直接的に問う「いじめ実態調査」の実施
 - 学校生活や友人関係全般について問う「生活意識調査」の実施
- * 定期実施を原則とし、必要に応じて、臨時の調査も行う。

スクールカウンセラーによる面接

- 5年生を対象とした、スクールカウンセラーとの会食（給食）の実施
- 事前アンケートや授業観察、教職員の情報から抽出された児童を対象とした、スクールカウンセラーによる面接の実施

教職員による定期的な研修

- 教職員研修による、いじめの早期発見、対応力の向上
- 重大事態への対処法の共通理解、周知徹底
- 全教職員を対象とした、定期的な「いじめ発見チェックシート」の実施

業平小いじめ防止宣言（仮称）

- 児童会活動による「業平小いじめ防止宣言」の採択と年次更新
- 各教室、学校内での、宣言の常時掲示と、学校ホームページや保護者、地域への周知

5. 重大事態への対応

本校では、いじめにおける「重大事態」の定義を次の通りとする。

重大事態の定義

「いじめ」の定義にあてはまる案件の内、被害児童の生命もしくは財産が脅かされ、①被害児童が欠席を余儀なくされる、②警察の介入を必要とする、③被害、加害の対象者が広汎に渡る場合（重複を含む）を、緊急対応を要する「重大事態」とする。

本校では、重大事態が発生した場合、以下の対応を行う。また、状況によって追加・付随的な対応も行う。

被害児童の緊急避難措置

- 被害児童を危害から物理的に隔離し、生命や財産の安全を確保する。
- 状況によっては、別室による学習指導等、加害児童の隔離措置を行う。

スクールカウンセラーによる心理的ケア

- 被害児童、加害児童、周囲の児童、保護者に対し、面談を行う等、即時的、継続的なケアを行う。
- 得られた情報を校内で共有し、全教職員が共通理解に基づいた対応を行えるようにする。

関係諸機関への通報・連絡

- 事実確認を行うと同時に、教育委員会に継続的な経過報告を行う。
- いじめが犯罪行為と見なされる場合は、警察に通報を行う。